

要 請 書

新たな外国人材の受入れについて

平成 30 年 7 月

愛知県

新たな外国人材の受入れについて【愛知県要請】

I 「新たな外国人材」について

1 「骨太の方針」における主な内容

- 平成30年6月15日に、「経済財政運営と改革の基本方針2018」いわゆる「骨太の方針」が閣議決定され、その中で「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する」という「新たな外国人材の受入れ」が明記された。
その内容は以下のとおりである。

受入れ業種	生産性向上や国内人材の確保のための取組（女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等）を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種 ※ 農業、介護、建設、宿泊、造船の5業種を想定（報道ベース）
技能水準及び日本語能力水準	技能水準は、業所管省庁が定める試験等によって確認する。日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本とする。ただし、技能実習（3年）を修了した者は、上記試験等を免除する。
在留期間及び家族の帯同	在留期間は、上限を通算5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

2 外国人材の受入れに係る本県の主な取組

- 「外国人雇用特区」（資格・能力を有する外国人の新たな在留資格による受入れ）
平成27年11月、愛知県国家戦略特別区域会議において、下表のとおり提案を行い、それ以降、継続的にその実現を働きかけてきた。
また、平成29年9月の区域会議では、規制の「サンドボックス」制度を活用し、“まずやってみる”ことであり方を検証することを提案した。

受入れ分野	「輸送用機械器具製造業」、「金属製品製造業」、「プラスチック製品製造業」、「食料品製造業」の4産業 「製品製造・加工処理」、「機械組立」、「機械整備・修理」、「金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断」の4職種
技能水準	技能検定3級やそれに類するレベル以上の資格・技能
日本語能力水準	高い日本語能力を有すること（N1合格、又は、入国時点でN2に合格しており、在留2年以内にN1合格が見込めること）
在留期間	最長5年とする（更新を認める）。
家族の帯同	認める。

○ 国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

平成28年11月に国へ提案し、30年3月、規制の特例措置の活用が認定され、全国に先駆けて、4月に外国人材の受入れ企業の募集を開始。

○ 国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業

平成30年3月、規制の特例措置の活用が認定され、6月に外国人材の受入れ企業の募集を開始。

3 「新たな外国人材の受入れ」に対する本県の考え

- 「新たな外国人材の受入れ」は、「一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する」とされており、基本的なところで本県の考え方に沿うものであることから、**一步前進したと評価する。**
- 一方で、モノづくりで我が国の産業経済をリードする本県では、「輸送用機械器具製造業」、「金属製品製造業」、「プラスチック製品製造業」、「食料品製造業」の4つの限られた製造業の分野において、人手不足が深刻になっている実態等を踏まえ、今回の国の方針よりも高い技能水準や日本語能力水準を備えた外国人材の受入れを、「外国人雇用特区」として提案している。
- 国においては、「外国人雇用特区」の提案内容を踏まえつつ、人手不足が深刻化している**特定の製造業について、新たな外国人材の受入れ業種として認めるよう、強く要請する。**

II 外国人材の受入れ環境の整備について

1 在住外国人への支援に係る本県の主な取組（平成30年度）

日本一の産業県である本県においては、外国人住民数が東京に次いで二番目に多いという現状を踏まえて、外国人の子どもの教育の充実や外国人県民が安心して暮らせる環境の整備など、多文化共生の社会づくりを目指して、以下の事業に取り組んでいる。

（事業の詳細については別添資料のとおり。）

<外国人の子どもの教育の充実>

- ・ 小中学校における日本語教育適応学級担当教員の配置
- ・ 日本語学習支援基金事業
- ・ 外国人児童生徒日本語教育支援補助金
- ・ 「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」の開催
- ・ 外国人生徒等の受入れの入試への配慮
- ・ 外国人生徒教育支援員の配置
- ・ 語学相談員の配置

<外国人県民が安心して暮らせる環境の整備>

- ・ 地域における初期日本語教育モデル事業
- ・ 多文化子育てサロンの設置促進
- ・ 「あいち医療通訳システム」の運営
- ・ 若者・外国人未来応援事業

<多文化共生の担い手育成>

- ・ 多文化共生の地域づくり推進事業
- ・ 「多文化共生月間」の実施
- ・ 「多文化共生フォーラムあいち」の開催

2 「外国人雇用特区」における外国人材への支援について

こうした中で、平成27年11月に提案した「外国人雇用特区」では、本県に受け入れた外国人材やその家族等の生活支援を専門に行う「外国人労働者生活支援機構（仮称）」を設置し、早期適応研修の実施、研修後の生活支援をワンストップで実施することとしている。

・ 早期適応研修の実施

日本語教育のほか、日本の習慣や生活マナー、医療・保険等の制度理解を中心に実施。

・ 研修後の生活支援

日本語教育の充実、医療・福祉の充実、相談体制の充実 等

3 「骨太の方針」における外国人材への支援等について

・ 外国人材への支援

受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。

・ 外国人の受入れ環境の整備

法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。

法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

4 外国人材の受入れ環境の整備に対する本県の考え

- 新たな在留資格の創設に伴い、2025年までに50万人超の就業を目指すとの報道もあり、多くの外国人材の受入れは、地域社会に非常に大きなインパクトを与えることとなる。
- 国が、外国人材の受入れを拡大するのであれば、本県のこれまでの取組や、「外国人雇用特区」の提案内容を踏まえつつ、国が責任を持って、日本語教育や社会保障など、新たに受け入れる外国人材や在住外国人の生活支援に取り組むことを強く求める。

Ⅲ 本県からの要請事項

- ・ 中長期的な視点に立った、外国人全般の受入れ方針及び外国人の日本社会への受入れ環境の整備に係る体系的・総合的な方針を策定すること。
- ・ 我が国の産業経済をリードする本県の製造業のさらなる発展に向け、本県が提案する「外国人雇用特区」について、速やかに必要な検討を進め、人手不足が深刻化している特定の製造業における外国人材の受入れの早期実現を図ること。さらに「外国人雇用特区」における外国人材の受入れを踏まえ、そうした特定の製造業を、新たな外国人材の受入れ業種として検討すること。
- ・ 外国人の子どもに対する教育の充実に向け、プレスクール（就学前の初期指導）の促進、不就学の外国人の子どもへの就学の促進などを図ること。
- ・ 地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができる程度の日本語能力を習得できるよう、外国人に日本語学習の機会を提供する公的な仕組みを構築すること。

- ・ 外国人の雇用の安定に向け、就労に必要な日本語等の研修や、日本語能力に配慮した職業訓練を引き続き実施すること。また、労働関係法令の遵守の徹底を図るなど、外国人労働者の就労環境の適正化に向けた取組を引き続き進めること。
- ・ 外国人が安心して医療等を受けられるよう、医療言語人材（通訳者）の育成や活用方法について、本県等の運営する既存の仕組みに配慮したものとするとともに、適切な社会保険の適用を促進すること。

平成30年7月

愛知県知事 大村 秀章

在住外国人への支援に係る本県の主な取組

別添資料

事業名	概要	30 年度予算	29 年度実績
外国人の子どもの教育の充実			
小中学校における日本語教育適応学級担当教員の配置	外国人児童生徒等に対する指導の充実を図るため、日本語指導が必要な児童生徒の在籍数に応じて、該当の学校へ担当教員を配置している。 指導方法は、個人又は母語別のグループを専用の教室に取り出して一定時間数の特別指導等を担当教員が行う。	2,856,670 千円 (433 人配置)	391 人配置
日本語学習支援基金事業	地元経済界、企業等と協力して造成した「日本語学習支援基金」を活用して、NPOや外国人学校等が行う、外国人児童生徒を対象とした日本語教室に対して、教室運営費等の助成を行う。 《再造成目標額：1.5 億円 (2分の1を県が出えん)》	31,861 千円 (国際交流協会 予算)	日本語教室 85 教室、 外国人学校 6 校へ助成
外国人児童生徒日本語教育支援補助金	県内の外国人児童生徒の就学支援等を整備するため、市町村域を越えて外国人児童生徒への就学支援活動を行うNPO等の団体に対して、送迎費等の補助を行う。	8,985 千円	4 団体 補助額計 8,605 千円
「外国人児童生徒等による多文化共生日本語スピーチコンテスト」の開催	外国人児童生徒が、自分の思いや考えを日本語で伝えようとする意識の高揚を図るとともに、多文化共生に対する理解の促進を図るため、小中学校等から参加者を募集し、スピーチコンテストを行う。	532 千円	79 名応募、15 名本選参加
外国人生徒等の受入れの入試への配慮	<外国人生徒及び中国帰国生徒等にかかる入学者選抜> 県立高等学校 9 校において実施。学力検査は、国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容とし、一般選抜の学力検査とは別に行う。なお、問題の漢字にはルビを付し、外国語（英語）の聞き取り検査は行わない。 面接は個人面接とする。	—	志願者数 46 人 合格者数 26 人 (平成 30 年度入試)
	<定時制課程前期選抜における外国人生徒等にかかる受検上の配慮> 出身中学校長等から「外国人生徒等にかかる受検上の配慮に関する申請書」が提出された入学志願者について、次の措置を取る。 (1) 国語、数学及び外国語（英語）の基礎的な内容である基礎学力検査を行う場合、基礎学力検査については、漢字にはルビを付した問題によって行う。 (2) 面接については、外国人生徒等の事情に配慮しつつ、個人面接を行う。	—	申請者数 113 人 合格者数 101 人 (平成 30 年度入試)
外国人生徒教育支援員の配置	日本語によるコミュニケーション能力が十分身に付いていない外国人生徒が在学する県立高等学校において支援員を設置し、外国人生徒に学習活動や学校生活の支援をする。	34,050 千円	対象生徒 360 人
語学相談員の配置	ポルトガル語・スペイン語・フィリピン語に堪能な語学相談員 11 人を教育事務所に配置し、外国人児童生徒在籍校へ派遣する。	35,861 千円	11 人配置
プレスクールの普及	入学前に日本語の初期指導や学校生活の適応指導を行うプレスクールを普及するため、市町村向け説明会を開催する。	73 千円	40 名参加
日本語初期指導教室の設置	外国人児童生徒が、学校生活を送れる程度の日本語を習得できるように市町村が設置している初期指導教室については、日本語指導に実績のあるNPO団体と連携し、学校における日本語初期指導教室の在り方リーフレットを平成 28 年度に作成した。それ以降、県内の市町村教育委員会の指導主事が集まる会で紹介するなどの支援を行った。	—	—
「あいち外国人の日本語教育推進会議」の開催	日本語教育を取り巻く状況の把握や意見交換を行うため、外国人の日本語教育に関わる NPO、有識者、経済団体、企業等を構成員とする会議を開催。《2 回開催》	415 千円	3 回開催

在住外国人への支援に係る本県の主な取組

事業名	概要	30年度予算	29年度実績
外国人県民が安心して暮らせる環境の整備			
地域における初期日本語教育モデル事業【新規】	外国人県民が、「やさしい日本語」を理解できるレベルになるよう、専門機関の協力を得て、地域の日本語教室と連携した初期日本語教室を実施するとともに、そのための教材作成や人材育成を行う。 《一宮市内で開催》	2,250千円 (文化庁委託)	—
多文化子育てサロンの設置促進【新規】	乳幼児を持つ外国人保護者の交流の拠点となる「多文化子育てサロン」を設置し、親子で楽しめる企画の実施、言語習得のポイントや母子保健など、子育てに必要な情報の提供を行う。《3か所で開催》	4,182千円	—
「あいち医療通訳システム」の運営	医療関係団体・大学・県内全市町村とともに設立した「あいち医療通訳システム推進協議会」において、医療通訳者の派遣や養成、電話通訳、紹介状等の翻訳サービスを提供する。	3,353千円	利用件数 1,782件
若者・外国人未来応援事業	日本語の能力が不十分なため、就学・就業等が困難な外国人の子供・若者等に対し、学習支援及び相談・助言を実施する。	12,500千円	日本語学習支援参加者 12名
災害多言語支援センターの設置	災害時に市町村・市町国際交流協会の外国人対応を支援するため「災害多言語支援センター」を設置し、翻訳・通訳派遣、電話通訳の各サービスを提供。	1,008千円	大府市と合同訓練を実施
外国人労働者に関する憲章の普及促進	「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」を周知するため、企業関係者等を対象としたセミナーを開催。《1回開催》	206千円	2回開催、延べ 244名参加
多文化共生の担い手育成			
多文化共生の地域づくり推進事業【新規】	日本人住民と外国人住民の間の架け橋となる「地域多文化コーディネーター」を育成するとともに、地域での外国人受入れに役立つマニュアル等を作成する。《3か所で育成研修を開催》	1,600千円 (自治体国際化協会助成金)	—
「多文化共生月間」の実施	11月の「多文化共生月間」に啓発活動を集中的に実施。また、市町村・国際交流協会等が行うイベント等を取りまとめ、ウェブページやフェイスブック等にて周知。	—	広報啓発活動、顕彰等を実施
「多文化共生フォーラムあいち」の開催	多文化共生社会づくりについて理解と認識を深めるため、有識者による講演等のほか、多文化共生推進功労者及び作文コンクール入賞者に対する表彰式を実施。	531千円	151名参加
タウンミーティングの開催【新規】	多文化共生の推進に関わる様々な担い手が、対等な立場で連携・協働するために、それぞれの立場から本県の多文化共生について意見交換をするタウンミーティングを開催。《3か所で開催》	63千円	—
「愛知県多文化共生推進功労者表彰」の実施	多文化共生社会づくりに長年取り組み、その業績が他の模範となる個人・団体を表彰。	69千円	2名2団体を表彰
外国人県民あいち会議の開催	外国人県民の視点を生かした地域づくりを行うため、外国人県民から意見や提案をいただく会議を開催し、施策に反映させるとともに、意見等を発信。	53千円	45名参加
外国人コミュニティとの意見交換などの実施【新規】	外国人県民の地域活動を促すため、外国人コミュニティにおいてセミナー等を開催。《2か所で開催》	32千円	—
「あいち多文化共生作文コンクール」の実施	小・中学生を対象に「多文化共生」をテーマとする作文を募集。	64千円	417名応募

経済財政運営と改革の基本方針 2018【抜粋】

(平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定)

4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

(1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

① 受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組（女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等）を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

② 政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針（業種別受入れ方針）を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

③ 外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習（3年）を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

④ 有為な外国人材の確保のための方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の存在を防止するための方策を講じるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

⑤ 外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

⑥ 家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

(2) 従来の外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。これらの前提として、日本語教育機関において充実した日本語教育が行われ、留学生が適正に在留できるような環境整備を行っていく。さらに、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設する。

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行える受入人数枠を設けることについて検討を進める。このほか、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受入れを一層促進するための方策や、我が国における外国人材の起業等を促進し、起業家の受入れを一層拡大するための方策について検討を進める。

(3) 外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」⁵¹を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

新たな外国人材の受入れと本県提案の外国人雇用特区との比較

	新たな外国人材の受入れ※1	本県提案の外国人雇用特区
在留資格	一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格の創設	資格・能力を有する外国人の新たな在留資格（産業人材）の創設
外国人材の受入れ分野	<p>○ 生産性向上や国内人材の確保のための取組（女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等）を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種。（報道によると、農業、介護、建設、宿泊、造船の5業種）</p> <p>○ 受入れに関する業種横断的な方針を予め政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針（業種別受入れ方針）を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。</p>	<p>【事業所（産業）】※2 「輸送用機械器具製造業」、「金属製品製造業」、「プラスチック製品製造業」、「食料品製造業」の4産業</p> <p>【職種】※2 「製品製造・加工処理」、「機械組立」、「機械整備・修理」、「金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断」の4職種</p>
外国人材の要件	<p>○ 業所管省庁が定める試験等に合格すること、又は、技能実習（3年）を修了していること。</p> <p>○ 外国人技能実習を修了した者について、一定期間、母国への帰国が必要となるか現時点では明記されていない。</p>	<p>○ 技能検定3級（初級の技能労働者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度）やそれに類するレベル以上の資格・技能を有すること。</p> <p>○ 外国人技能実習を修了した者については、母国への帰国後1年以上経過していること。</p>
	<p>○ 日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本とすること、又は、技能実習（3年）を修了していること。</p>	<p>○ 高い日本語能力を有すること（N1合格、又は、入国時点でN2に合格しており、在留2年以内にN1合格が見込めること）。</p>
在留期間	上限を 通算5年 とする。	最長5年 とする。
在留期間の更新	認めない。 ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認める等の取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。	認める。
家族の帯同		扶養する配偶者、子の帯同を認める。
外国人材の支援体制	受入れ企業又は法務大臣が認めた登録支援機関	外国人労働者生活支援機構（愛知県が独自に設置）

※1 「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）をもとに整理

※2 「外国人産業人材」を受け入れる分野（産業・職種）は、以下の①の分野のうち、②～④を考慮し、最終的には⑤の観点から政策的に決定する。（上記は、愛知県にあてはめた場合）

①労働力が現に不足し、将来的にも不足することが見込まれる分野、②就労を目的とした他の在留資格により入国・就労可能な分野でないこと、③技能検定3級以上相当の資格認定制度があり、技能レベルが測れること、④外国人の活用が進んでいる分野であること、⑤当該地域において育成・振興することとしている産業等の分野と整合し、その分野において外国人労働者を受け入れることが当該地域や我が国の成長・発展に寄与すると考えられる分野

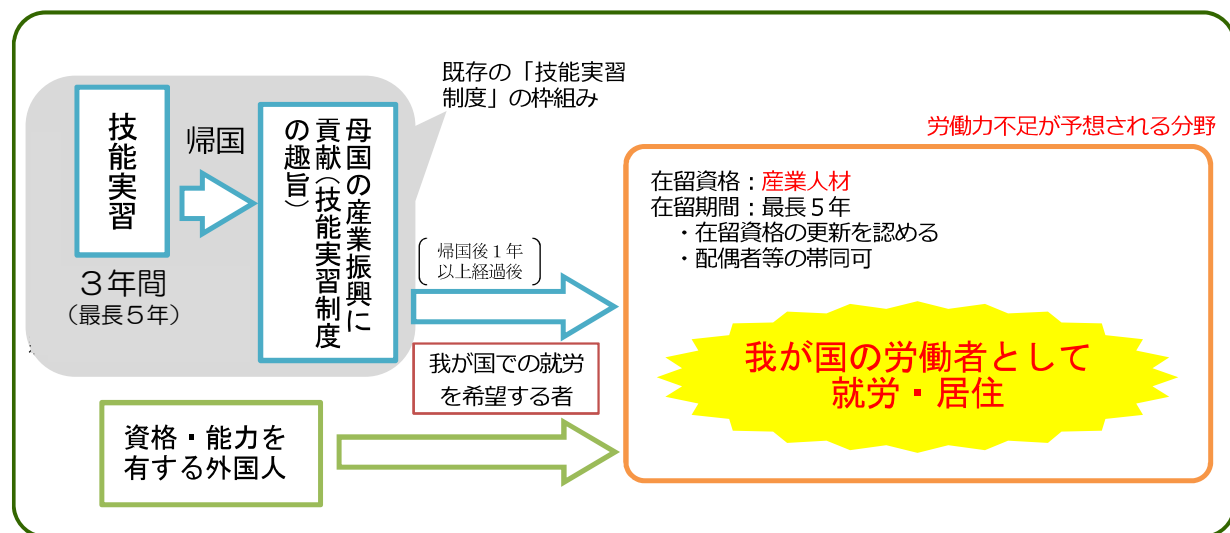
外国人労働者の受入れ拡大に関する愛知県提案 「外国人雇用特区」の概要

1 提案の骨子

資格・能力を有する外国人の新たな在留資格による受入れ

我が国において労働力不足が予想される分野に関する資格・技能を有する外国人のうち、我が国の労働者として正式に雇用されることを希望する者に、新たな在留資格「産業人材」を認め、我が国での就労・居住を許可する。
(受入れ分野、人数については、国内労働者の雇用等に十分配慮した上で決定。)

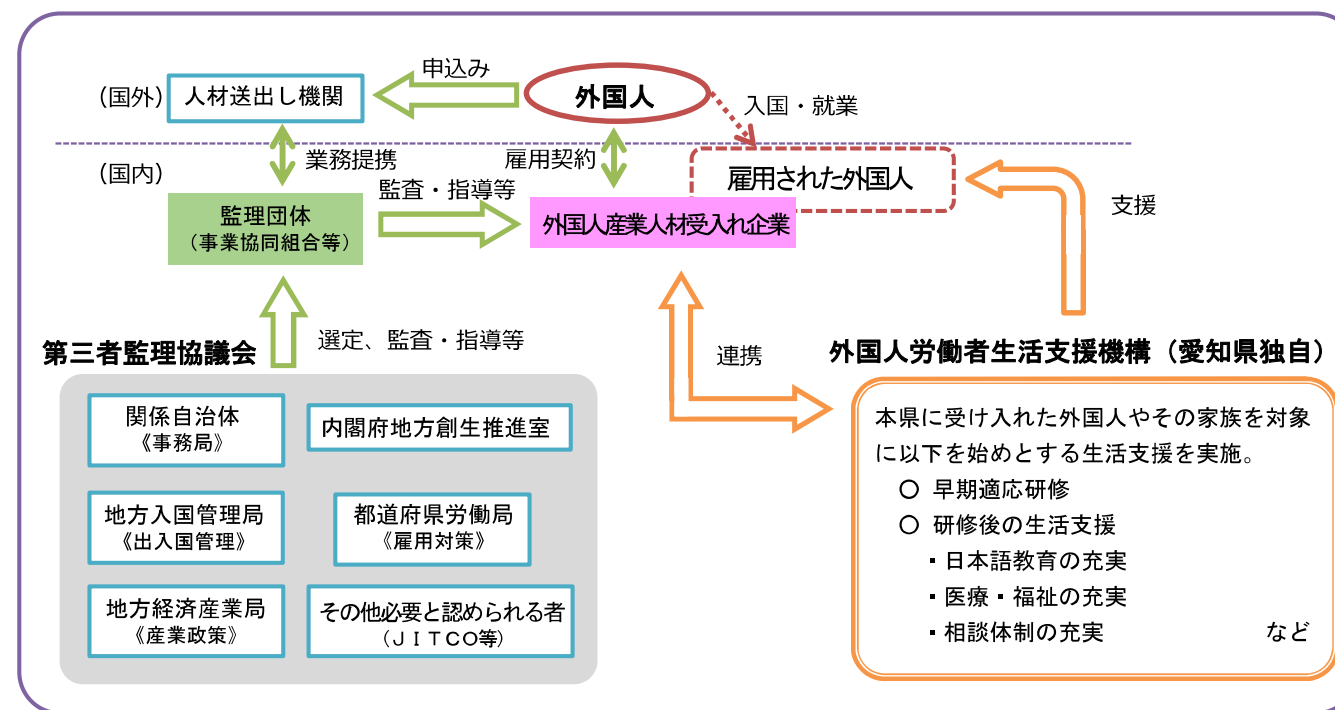
2 新たな在留資格による受入れのイメージ



6 在留期間等

- ・ 5年
- ・ 更新可 (※最長 10 年の在留で永住許可申請要件の一つをクリア)
- ・ 家族 (扶養する配偶者、子) の帯同も認める。

7 外国人雇用監理・生活支援体制



3 受入れ分野

※ ①～⑤をすべて満たす分野

- ① 労働力が現に不足し、将来的にも不足することが見込まれる分野
- ② 就労を目的とした他の在留資格により入国・就労可能でない分野
- ③ 技能検定 3 級以上相当の資格認定制度があり、技能レベルが測れる分野
- ④ 外国人の活用が進んでいる分野
- ⑤ 当該地域における育成・振興産業分野と整合し、外国人労働者の受入れが当該地域や我が国の成長・発展に寄与する分野

4 受入れ人数

受入れ人数の上限は、受入れの対象とする職種別の直近年度の「新規求人数 × (1 - 充足率) × 外国人労働者の割合」を基準に設定。

5 外国人の要件

※ ①～③をすべて満たす人材

- ① 受入れ分野に係る技能検定 3 級やそれに類するレベル以上の資格・技能を有すること
- ② 高い日本語能力を有すること (日本語能力試験 N1 / 入国時点 N2、在留して 2 年以内に N1 合格見込み)
- ③ 外国人技能実習を修了した者については、帰国後 1 年以上経過していること

監理団体

- 新しい技能実習制度において拡充される第 3 号技能実習生の受入れ (4～5 年目の技能実習) が可能となる優良な監理団体の中から選定。
- 監理団体は以下の措置を講ずる。
 - ・ 日本語能力試験 N2 合格者の場合、N1 合格への受験機会の確保
 - ・ 受入れ企業と連携した住宅の確保に係る便宜供与
 - ・ 雇用の継続が不可能となった場合の対応
 - ・ 帰国旅費の確保その他の帰国担保措置 など

第三者監理協議会

- 国家戦略特別区域会議の下に設置。外国人の適切な受入れと技能実習制度を上回る水準の監理を行う。
- 監理団体の選定や監査・指導、受入れ企業の要件適合性の確認などを行う。

受入れ企業

- 受入れ企業となる者：
 - 常時使用する従業員の数が 21 人以上の中小企業
- 受入れ企業が講ずべき措置：
 - ・ 労働市場テストの実施
 - ・ 日本人の報酬と同等額以上の報酬の支払い
 - ・ 外国人受入れに当たって日本人労働者の非自発的離職の禁止
 - ・ 外国人労働者生活支援機構が実施する早期適応研修の費用負担 など

● 企業ごとの受入れ人数枠：

受入れ企業の常勤職員総数	外国人産業人材の人数
201 人以上 300 人以下	30 人
101 人以上 200 人以下	20 人
51 人以上 100 人以下	10 人
21 人以上 50 人以下	5 人

1 本県の労働力の需給状況

○ 本県の有効求人倍率の推移

[]内は全国での順位

	30年1月	30年2月	30年3月	30年4月	30年5月
全国	1.59	1.58	1.59	1.59	1.60
愛知県	1.91[6]	1.89[7]	1.93[6]	1.95[6]	1.98[4]

○ 本県における主要産業別新規求人数の多いもの（平成30年5月）

単位：人

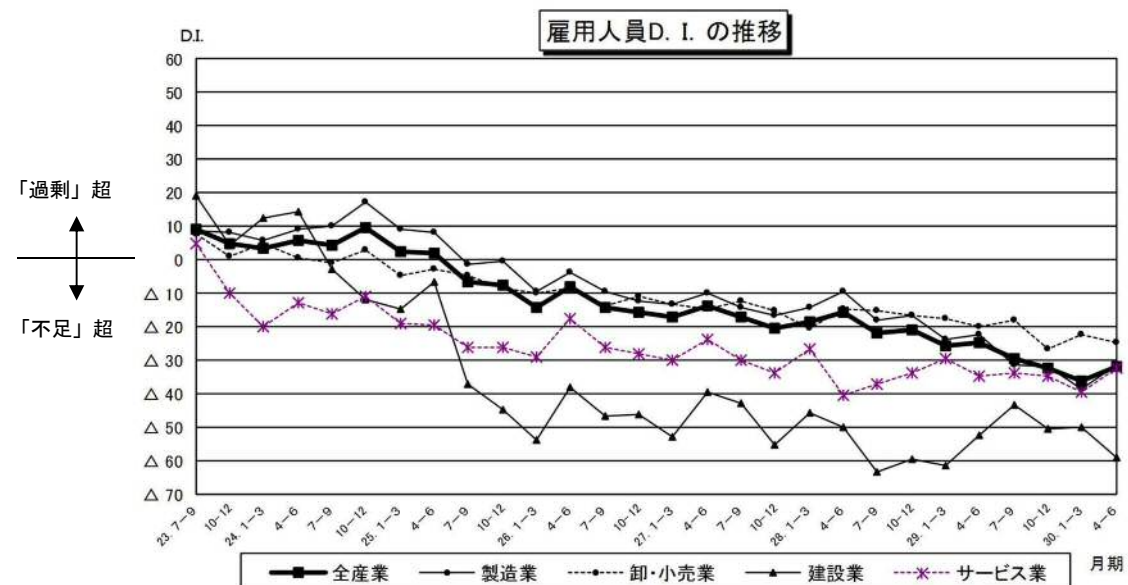
産業	① 医療、福祉	② 卸売業、小売業	③ 製造業	④ サービス業 (他に分類されないもの)	⑤ 宿泊業、飲食サービス業
求人数	12,511	7,171	6,940	6,371	4,825

出典：厚生労働省愛知労働局「平成30年5月分 最近の雇用情勢」

○ 本県における中小企業の人手不足の状況（雇用人員D. I.）

業種	29年4-6月期	29年7-9月期	29年10-12月期	30年1-3月期	30年4-6月期
全産業	△24.8	△29.6	△32.6	△36.1	△32.1
製造業	△22.3	△31.5	△32.2	△38.8	△31.5
卸・小売業	△20.0	△18.1	△27.0	△22.4	△24.9
建設業	△52.4	△43.5	△50.8	△50.0	△59.4
サービス業	△35.0	△33.7	△35.1	△39.4	△32.7

※雇用人員D. I.：当期において雇用人員が「過剰」であるとする企業の割合から「不足」であるとする企業の割合を差し引いた値



出典：愛知県「平成30年4月～6月期中小企業景況調査結果」

2 本県の在留外国人の状況

○ 外国人住民数の推移（各年12月末現在）

単位：人 []内は全国での順位

	平成3年	平成11年	平成20年	平成29年
全国	1,218,891	1,556,113	2,217,426	2,561,848
愛知県	98,363 [3]	127,537 [3]	228,432 [2]	242,978 [2]
ブラジル	24,296 [1]	41,241 [1]	79,156 [1]	54,566 [1]
中国	6,711 [7]	13,940 [4]	46,167 [4]	47,749 [6]
その他	67,356	72,356	103,109	140,663

出典：平成3年は法務省「出入国管理統計年報」、平成11年、20年は法務省「登録外国人統計」、平成29年は法務省「在留外国人統計」

○ 在留資格別外国人住民数（平成29年12月末現在）

単位：人 []内は全国での順位

分類	専門・技術	技能実習生	日系人等	留学生	その他	合計
全国	306,136	274,233	1,434,318	311,505	235,656	2,561,848
愛知県	18,027[6]	28,805[1]	163,425[2]	14,234[7]	18,487[4]	242,978[2]
就労の可否	在留資格の範囲内で可	受入企業内で技能実習生として可	就労可能(業種制限なし)	勉学に支障のない範囲でバイト可	文化活動、家族滞在等	

出典：法務省「在留外国人統計」

3 日本語指導が必要な外国人児童生徒数（上位5都府県）（平成28年5月1日現在）

単位：人

都道府県	小学校	中学校	高等学校等*	合計
1 愛知県	5,049	1,959	269	7,277
2 神奈川県	2,509	873	565	3,947
3 東京都	1,564	814	554	2,932
4 静岡県	1,739	647	287	2,673
5 大阪府	1,067	835	373	2,275
全国	22,156	8,792	3,387	34,335

出典：文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（隔年実施）」
※高等学校、義務教育学校、中等教育学校及び特別支援学校の計